

## 宮城県公報

発行  
宮 城 県  
(総務部県政情報・文書課)  
宮城県仙台市青葉区  
本町三丁目8番1号  
電話 022(211)2267  
(毎週火、金曜日発行)

## 目 次

## 規 則

○住民基本台帳法施行細則の一部を改正する規則	(市町村課)	一
○統計調査条例施行規則の一部を改正する規則	(統計課)	一
○知事の所管する条例等に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部を改正する規則	(情報政策課)	二
○環境影響評価条例施行規則の一部を改正する規則	(環境対策課)	二
○食品衛生法施行細則の一部を改正する規則	(食と暮らしの安全推進課)	六
○旅館業法施行細則の一部を改正する規則	(同)	七
○公衆浴場法施行細則の一部を改正する規則	(同)	八
○動物の愛護及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則	(同)	一〇
○浄化槽の保守点検業者の登録に関する条例施行規則の一部を改正する規則	(循環型社会推進課)	一二
○浄化槽法施行細則の一部を改正する規則	(同)	一四
○無料低額宿泊所の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則	(社会福祉課)	一四
○指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則の一部を改正する規則	(長寿社会政策課)	一八
○指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例施行規則の一部を改正する規則	(同)	一八
○毒物及び劇物取締法施行細則の一部を改正する規則	(業務課)	一八
○会計年度任用職員服務規程	(人事課)	一九

ページ

○職員服務規程の一部を改正する訓令

## 人事委員会

(行政管理室) 二一

○人事委員会規則七―二(特殊勤務手当)の一部を改正する規則

二四

○人事委員会規則七―十八(管理職手当)の一部を改正する規則

二四

○人事委員会規則七―三十三(初任給、昇格、昇給等の基準)の一部を改正する規則

二四

○人事委員会規則七―百四十(会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する規則)の一部を改正する規則

二五

## 規 則

住民基本台帳法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和二年三月二十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第十九号

住民基本台帳法施行細則の一部を改正する規則

住民基本台帳法施行細則(平成十四年宮城県規則第九十四号)の一部を次のように改正する。

第十一号第五項中「肥料取締法」を「肥料の品質の確保等に関する法律」に改める。

## 附 則

この規則は、肥料取締法の一部を改正する法律(令和元年法律第六十二号)の施行の日から施行する。

統計調査条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和二年三月二十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第二十号

統計調査条例施行規則の一部を改正する規則

統計調査条例施行規則(平成四年宮城県規則第三十七号)の一部を次のように改正する。

第二条(見出しを含む)中「実地調査従事証明書」を「立入検査従事者証明書」に改め、同条の次に次の二条を加える。

(調査票情報の提供を受けることができる者)

第三条 条例第十号第一号に規定する規則で定める者は、次に掲げる者とする。

一 統計法（平成十九年法律第五十三号）第二条第二項に規定する独立行政法人等  
 二 統計法施行規則（平成二十年総務省令第四百十五号）第十条に規定する者  
 （調査票情報の提供を受けることができる統計の作成等）

第四条 条例第十条第二号に規定する規則で定める統計の作成等は、次に掲げる統計の作成等であつて、調査票情報を適正に管理するために必要な措置が講じられているものとする。

一 行政機関（統計法第二条第一項に規定する行政機関をいう。以下同じ。）、地方公共団体又は前条に規定する者（次号において「公的機関」という。）が、これらの者以外の者に委託し、又はこれらの者以外の者と共同して行う調査研究に係る統計の作成等

二 その実施に要する費用の全部又は一部を公的機関が公募の方法により補助する調査研究に係る統計の作成等

三 行政機関の長又は地方公共団体の長その他の執行機関が、その政策の企画、立案、実施又は評価に有用であると認める統計の作成等その他の特別な事由があると認める統計の作成等

様式第一号中「実地調査従事証明書」と「立入検査従事者証明書」及び「実地調査」と「立入検査」及び「実地調査等」と「立入検査等」及び「県基幹統計調査のため」と「県基幹統計調査の正確な報告を求めるために」及び「第4条の規定により申告を命ぜられた者に対し、報告若しくは」と「当該県基幹統計調査の報告を求められた個人又は法人その他の団体に対し、その報告に関し」及び「調査」と「帳簿、書類その他の物件を検査」と「実地調査をする者」と「立入検査をする者」と「立入検査をする者」と「職務」と「身分」及び「関係者に」と「し、関係者の請求があったときは、これを」と「及び」と「実地調査の」と「第11条」と「第16条」と「科料」と「50万円以下の罰金」と「三」と「二」と「による報告若しくは」と「による」と「報告若しくは資料の提出をし、」と「資料を提出し、又は」と「による調査」と「による検査」と「又は同項」と「若しくは同項」と「陳述」と「答弁」と「日本工業規格」と「日本産業規格」に改める。

附 則

（施行期日）  
 1 この規則は、令和二年四月一日から施行する。

2 この規則の施行の際現に交付されている改正前の統計調査条例施行規則様式第一号による実地調査従事証明書は、改正後の統計調査条例施行規則様式第一号によるものとみなす。

知事の所管する条例等に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和二年三月二十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第二十一号

知事の所管する条例等に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部を改正する規則

知事の所管する条例等に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する規則（平成十九年宮城県規則第八十六号）の一部を次のように改正する。

別表第一浄化槽の保守点検業者の登録に関する条例（昭和六十年宮城県条例第十九号）の項を削る。  
 別表第四公衆浴場法施行条例（平成六年宮城県条例第十五号）の項及び浄化槽の保守点検業者の登録に関する条例の項を削る。

附 則

この規則は、令和二年四月一日から施行する。ただし、別表第四公衆浴場法施行条例（平成六年宮城県条例第十五号）の項を削る改正規定は、公布の日から施行する。

令和二年三月二十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第二十二号

環境影響評価条例施行規則の一部を改正する規則

環境影響評価条例施行規則（平成十一年宮城県規則第五号）の一部を次のように改正する。

第三条（見出しを含む。）中「第二条第二項第十号」を「第二条第二項第十一号」に改め、同条第三号第二号中「及び第六号から第九号」を「第五号及び第七号から第十号」に改め、同条第三号を削る。

別表第一の十の項中「第二条第二項第十号」を「第二条第二項第十一号」に、

<p>第三条          第二号          に掲げる事業</p>	<p>ハ それぞれの事業の要件となる面積をそれぞれの事業の第一種事業の要件とされる面積のうちの最小のもので除した商の和が一以上となる複合事業</p>	<p>それぞれの事業（土地区画整理事業、住宅団地の造成の事業、公園の設置の事業、運動施設等の設置の事業又は工場・事業場用地の造成の事業）にあっては、事業実施区域内に環境保全の観点から法令等に指定された地域があるものに限り、の要件となる面積をそれぞれの事業の第二種事業の要件とされる面積のうちの最小のもので除した商</p>
---	--	--

に改め、同項を同表十一の項とし、同表九の項中「第二条第二項第九号」を「第二条第二項第十号」に改め、同項を同表十の項とし、同表八の項中「第二条第二項第八号」を「第二条第二項第九号」に

<p>第三条 第二号 に掲げ る事業</p>	<p>ハ それぞれの事業の要件となる面積をそれぞれの事業の第一種事業の要件とされる面積のうち最小のもので除した商の和が一以上となる複合事業</p>	<p>それぞれの事業（土地区画整理事業、住宅団地の造成の事業、公園の設置の事業、運動施設等の設置の事業又は工場・事業場用地の造成の事業）は、事業実施区域内に環境保全の観点から法令等に指定された地域があるものに限り、の要件となる面積をそれぞれの事業の第二種事業の要件とされる面積のうち最小のもので除した商の和が一以上となる複合事業（第一種事業に該当しないものに限る。）</p>
------------------------------------	---	---

を

<p>第三条 第三号 に掲げ る事業</p>	<p>ニ 風力発電所の設置の工事業（事業（出力が七千五百キロワット以上であるものに限る。）</p>	<p>の和が一以上となる複合事業（第一種事業に該当しないものに限る。）</p>
<p>ホ 風力発電所の変更の工事業（事業（出力が七千五百キロワット以上増加するものに限る。）</p>	<p>風力発電所の変更の工事業（事業実施区域内に環境保全の観点から法令等に指定された地域があり、かつ、出力が五千キロワット以上七千五百キロワット未満増加するものに限る。）</p>	
<p>ヘ 火力発電所の設置の工事業（出力が七万五千キロワット以上であるものに限る。）</p>	<p>火力発電所の設置の工事業（出力が三万キロワット以上七万五千キロワット未満であるものに限る。）</p>	
<p>ト 火力発電所の変更の工事業（出力が七万五千キロワット以上増加するものに限る。）</p>	<p>火力発電所の変更の工事業（出力が三万キロワット以上七万五千キロワット未満増加するものに限る。）</p>	

改め、同項を同表九の項とし、同表七の項中「第二条第二項第七号」を「第二条第二項第八号」に改め、「開発行為に係る土地の形質が変更される区域に限定されない一団の土地の面積。以下同じ。」を削り、同項を同表八の項とし、同表六の項中「第二条第二項第六号」を「第二条第二項第七号」に改め、同項を同表七の項とし、同表五の項中「第二条第二項第五号」を「第二条第二項第六号」に改め、同項を同表六の項とし、同表四の項中「第二条第二項第四号」を「第二条第二項第五号」に改め、同項を同表五の項とし、同表三の項の次に次のように加える。

<p>四 条例第 二条第二 項第四号 に掲げる 事業</p>	<p>イ 風力発電所の設置の工事業（出力が七千五百キロワット以上であるものに限る。）</p>	<p>風力発電所の設置の工事業（事業実施区域内に環境保全の観点から法令等に指定された地域があり、かつ、出力が五千キロワット以上七千五百キロワット未満であるものに限る。）</p>
<p>ロ 風力発電所の変更の工事業（出力が七千五百キロワット以上増加するものに限る。）</p>	<p>風力発電所の変更の工事業（事業実施区域内に環境保全の観点から法令等に指定された地域があり、かつ、出力が五千キロワット以上七千五百キロワット未満増加するものに限る。）</p>	
<p>ハ 火力発電所の設置の工事業（出力が七万五千キロワット以上であるものに限る。）</p>	<p>火力発電所の設置の工事業（出力が三万キロワット以上七万五千キロワット未満であるものに限る。）</p>	
<p>ニ 火力発電所の変更の工事業（出力が七万五千キロワット以上増加するものに限る。）</p>	<p>火力発電所の変更の工事業（出力が三万キロワット以上七万五千キロワット未満増加するものに限る。）</p>	
<p>ホ 太陽電池発電所の設置の工事業（出力が三万キロワット以上又は開発面積（開発行為に係る土地の形質が変更される区域に限定されない一団の土地の面積をいう。以下同じ。）が七十五ヘクタール以上であるものに限る。）</p>	<p>太陽電池発電所の設置の工事業（事業実施区域内に環境保全の観点から法令等に指定された地域があり、かつ、開発面積が五十ヘクタール以上七十五ヘクタール未満であるものに限る。）</p>	
<p>ヘ 太陽電池発電所の変更の工事業（出力が三万キロワット以上又は開発面積が七十五ヘクタール以上増加するものに限る。）</p>	<p>太陽電池発電所の変更の工事業（事業実施区域内に環境保全の観点から法令等に指定された地域があり、かつ、開発面積が五十ヘクタール以上七十五ヘク</p>	

「タール未満増加するものに限る。」

別表第一備考第五号中「九の項」を「十の項」に改める。

別表第二の十の項中「第二条第二項第十号」を「第二条第二項第十一号」に、

<p>8 農業振興地域の整備に関する法律第十三条第一項の規定による変更、同条第三項の規定による指示又は第十五条の二第一項の許可</p>	<p>第三条 第三号 に掲げる事業</p> <p>1 電気事業法第四十七条第一項若しくは第二項の認可又は第四十八条第一項の規定による届出の受理</p> <p>2 自然公園法第二十条第三項、第二十一条第三項若しくは第二十二条第三項の許可又は第三十三条第一項の規定による届出の受理</p> <p>3 県立自然公園条例第十条第三項の許可</p> <p>4 自然環境保全条例第十八条第一項の許可、同条第四項の同意、第二十一条第一項の規定による届出の受理、同条第五項の規定による通知の受理、第二十六条第一項の規定による届出の受理、同条第五項の通知の受理又は第二十八条第一項の規定による届出の受理</p> <p>5 都市計画法第二十九条の許可</p> <p>6 森林法第十条の二第一項の許可又は第二十六条第一項若しくは第二項若しくは第二十六条の二第一項若しくは第二項の規定による保安林の指定の解除</p> <p>7 農地法第四条第一項又は第五条第一項の許可</p> <p>8 農業振興地域の整備に関する法律第十三条第一項の規定による変更、同条第三項の規定による指示又は第十五条の二第一項の許可</p>
<p>8 農業振興地域の整備に関する法律第十三条第一項の規定による変更、同条第三項の規定による指示又は第十五条の二第一項の許可</p>	

を

に改め、同項を同表十一の項とし、同表九の項中「第二条第二項第九号」を「第二条第二項第十号」に改め、同項を同表十の項とし、同表八の項中「第二条第二項第八号」を「第二条第二項第九号」に改め、同項を同表九の項とし、同表七の項中「第二条第二項第七号」を「第二条第二項第八号」に改め、同項を同表八の項とし、同表六の項中「第二条第二項第六号」を「第二条第二項第七号」に改め、同項を同表七の項とし、同表五の項中「第二条第二項第五号」を「第二条第二項第六号」に改め、同項を同表六の項とし、同表四の項中「第二条第二項第四号」を「第二条第二項第五号」に改め、同項を同表五の項とし、同表三の項の次に次のように加える。

<p>四 条例第二条 第二項第四号 に掲げる事業</p>	<p>1 電気事業法（昭和三十九年法律第七十号）第四十七条第一項若しくは第二項の認可又は第四十八条第一項の規定による届出の受理</p> <p>2 自然公園法第二十条第三項、第二十一条第三項若しくは第二十二条第三項の許可又は第三十三条第一項の規定による届出の受理</p> <p>3 県立自然公園条例第十条第三項の許可</p> <p>4 自然環境保全条例第十八条第一項の許可、同条第四項の同意、第二十一条第一項の規定による届出の受理、同条第五項の規定による通知の受理、第二十六条第一項の規定による届出の受理、同条第五項の通知の受理又は第二十八条第一項の規定による届出の受理</p> <p>5 都市計画法第二十九条の許可</p> <p>6 森林法第十条の二第一項の許可又は第二十六条第一項若しくは第二項若しくは第二十六条の二第一項若しくは第二項の規定による保安林の指定の解除</p> <p>7 農地法第四条第一項又は第五条第一項の許可</p> <p>8 農業振興地域の整備に関する法律第十三条第一項の規定による変更、同条第三項の規定による指示又は第十五条の二第一項の許可</p>
--------------------------------------	--

別表第三の十の項中「第二条第二項第十号」を「第二条第二項第十一号」に、

<p>8 農業振興地域の整備に関する法律第十三条第一項の規定による変更又は第十五条の二第一項の許可の申請</p>	<p>次に掲げる行為のうち、最初に行う行為の前</p> <p>第三条 第三号 に掲げる事業</p> <p>1 電気事業法第四十七条第一項若しくは第二項の認可の申請又は第四十八条第一項の規定による届出</p> <p>2 自然公園法第二十条第三項、第二十一条第三項若しくは第二十二条第三項の許可の申請又は第三十三条第一項の規定による届出</p> <p>3 県立自然公園条例第十条第三項の許可の申請</p> <p>4 自然環境保全条例第十八条第一項の許可の申請、同条第四項の規定による協議、第二十一条第一項の規定による届出、同条第五項の規定による通知、第二十六条第一項の規定による届出、同条第五項の通知又は第二十八条第一項の規定による届出</p> <p>5 都市計画法第二十九条の許可の申請</p> <p>6 森林法第十条の二第一項の許可の申請又は第二十七条第一項の規定による保安林の指定の解除の申請</p> <p>7 農地法第四条第一項又は第五条第一項の許可の申請</p> <p>8 農業振興地域の整備に関する法律第十三条第一項の規定による変更又は第十五条の二第一項の許可の申請</p>
--	---

を

「 8 農業振興地域の整備に関する法律第十三条第一項の規定による変更又は第十五条の二第一項の許可の申請

に改め、同項を同表十一の項とし、同表九の項中「第二条第二項第九号」を「第二条第二項第十号」に改め、同項を同表十の項とし、同表八の項中「第二条第二項第八号」を「第二条第二項第九号」に改め、同項を同表九の項とし、同表七の項中「第二条第二項第七号」を「第二条第二項第八号」に改め、同項を同表八の項とし、同表六の項中「第二条第二項第六号」を「第二条第二項第七号」に改め、同項を同表七の項とし、同表五の項中「第二条第二項第五号」を「第二条第二項第六号」に改め、同項を同表六の項とし、同表四の項中「第二条第二項第四号」を「第二条第二項第五号」に改め、同項を同表五の項とし、同表三の項の次に次のように加える。

四 条例第二条 第二項第四号 に掲げる事業

- 次に掲げる行為のうち、最初に行う行為の前
- 1 電気事業法第四十七条第一項若しくは第二項の認可の申請又は第四十八条第一項の規定による届出
- 2 自然公園法第二十条第三項、第二十一条第三項若しくは第二十二条第三項の許可の申請又は第三十三条第一項の規定による届出
- 3 県立自然公園条例第十条第三項の許可の申請
- 4 自然環境保全条例第十八条第一項の許可の申請、同条第四項の規定による協議、第二十一条第一項の規定による届出、同条第五項の規定による通知、第二十六条第一項の規定による届出、同条第五項の通知又は第二十八条第一項の規定による届出
- 5 都市計画法第二十九条の許可の申請
- 6 森林法第十条の二第一項の許可の申請又は第二十七条第一項の規定による保安林の指定の解除の申請
- 7 農地法第四条第一項又は第五条第一項の許可の申請
- 8 農業振興地域の整備に関する法律第十三条第一項の規定による変更又は第十五条の二第一項の許可の申請

別表第四の十二の項及び十三の項を削り、同表十一の項中「七の項から十の項」を「八の項から十一の項」に改め、同項を同表十四の項とし、同表十の項中「六の項」を「七の項」に改め、同項を同表十三の項とし、同表九の項中「五の項」を「六の項」に改め、同項を同表十二の項とし、同表八の項中「四の項」を「五の項」に改め、同項を同表十一の項とし、同表七の項の次に次のように加える。

八 別表第一の 発電所の出力

発電所の出力が十パーセント以上増加しないこと。

四の項のイ又はロに該当する対象事業

九 別表第一の四の項のハ又はニに該当する対象事業

対象事業実施区域の位置	対象事業実施区域の位置	変更前の対象事業実施区域から三百メートル以上離れた区域が新たに対象事業実施区域とならないこと。
対象事業実施区域の位置	対象事業実施区域の位置	変更前の対象事業実施区域から三百メートル以上離れた区域が新たに対象事業実施区域とならないこと。
発電所又は発電設備の出力	発電所又は発電設備の出力	発電所又は発電設備の出力が十パーセント以上増加しないこと。
対象事業実施区域の位置	対象事業実施区域の位置	新たに事業実施区域となる部分の面積が変更前の事業実施区域の面積の十パーセント未満であり、かつ、二十ヘクタール未満であること。
別表第一の四の項のイ又はロに該当する対象事業	発電所の出力	発電所の出力が十パーセント以上増加しないこと。
別表第一の四の項のイ又はロに該当する対象事業	対象事業実施区域の位置	変更前の対象事業実施区域から三百メートル以上離れた区域が新たに対象事業実施区域とならないこと。
別表第一の四の項のイ又はロに該当する対象事業	燃料の種類	
別表第一の四の項のイ又はロに該当する対象事業	冷却方式についての冷却塔、冷却池又はその他のものの別	
別表第一の四の項のイ又はロに該当する対象事業	原動力についての汽力、ガスタービン、内燃力又はこれらを組み合わせたものの別	

別表第五の十三の項及び十四の項を削り、同表十二の項中「七の項から十の項」を「八の項から十一の項」に改め、同項を同表十五の項とし、同表十一の項中「六の項」を「七の項」に改め、同項を同表十四の項とし、同表十の項中「五の項」を「六の項」に改め、同項を同表十三の項とし、同表九の項中「四の項」を「五の項」に改め、同項を同表十二の項とし、同表八の項の次に次のように加える。

<p>十一 別表第一</p>	<p>九 別表第一の四の項のイ又はロに該当する対象事業</p>	<p>発電所の出力</p>	<p>発電所の出力</p>	<p>放水口の位置</p>	<p>温排水の排出先の水面又は水中の別</p>	<p>煙突の高さ</p>	<p>ばい煙の時間排出量</p>	<p>年間燃料使用量</p>	<p>冷却方式についての冷却塔、冷却池又はその他のもの別</p>	<p>燃料の種類</p>	<p>原動力についての汽力、ガスタービン、内燃力又はこれらを組み合わせたもの別</p>	<p>対象事業実施区域の位置</p>	<p>発電所又は発電設備の出力</p>	<p>発電設備の位置</p>	<p>対象事業実施区域の位置</p>	<p>発電所の出力が十パーセント以上増加しないこと。</p>
<p>発電所の出力が十パーセント以上増加しないこと。</p>	<p>放水口が百メートル以上移動しないこと。</p>	<p>煙突の高さが十パーセント以上減少しないこと。</p>	<p>ばい煙の時間排出量が十パーセント以上増加しないこと。</p>	<p>年間燃料使用量が十パーセント以上増加しないこと。</p>	<p>冷却方式についての冷却塔、冷却池又はその他のもの別</p>	<p>燃料の種類</p>	<p>原動力についての汽力、ガスタービン、内燃力又はこれらを組み合わせたもの別</p>	<p>対象事業実施区域の位置</p>	<p>発電所又は発電設備の出力が十パーセント以上増加しないこと。</p>	<p>発電設備が百メートル以上移動しないこと。</p>	<p>変更前の対象事業実施区域から三百メートル以上離れた区域が新たに対象事業実施区域とならないこと。</p>	<p>変更前の対象事業実施区域から三百メートル以上離れた区域が新たに対象事業実施区域とならないこと。</p>	<p>変更前の対象事業実施区域から三百メートル以上離れた区域が新たに対象事業実施区域とならないこと。</p>			

<p>の四の項のホ又はヘに該当する対象事業</p>	<p>対象事業実施区域の位置</p>	<p>変更前の対象事業実施区域から三百メートル以上離れた区域が新たに対象事業実施区域とならないこと。</p> <p>新たに事業実施区域となる部分の面積が変更前の事業実施区域の面積の十パーセント未満であり、かつ、二十ヘクタール未満であること。</p>
---------------------------	--------------------	--

改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和二年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際、当該施行により新たに環境影響評価条例(平成十年宮城県条例第九号)第二条第二項第四号の規定による対象事業となる事業であつて、この規則の施行の日(以下「施行日」という。)前に電気事業法(昭和三十九年法律第七十号)第四十七条第一項若しくは第二項の認可の申請又は同法第四十八条第一項の規定による届出がなされたもの(施行日以後、その内容を変更せず、又は改正後の環境影響評価条例施行規則第五十七条第一項に規定する軽微な変更のみをして実施されるものに限る。)については、環境影響評価条例第二章から第六章までの規定は、適用しない。

3 改正前の環境影響評価条例施行規則の規定による諸様式で取扱い上著しく支障のないものについては、当分の間、改正後の環境影響評価条例施行規則の規定によるものとみなす。

食品衛生法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和二年三月二十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第二十三号

食品衛生法施行細則の一部を改正する規則

食品衛生法施行細則(昭和二十七年宮城県規則第五十七号)の一部を次のように改正する。

第三条中「第九条第一項ただし書」を「第十条第一項ただし書」に改める。

第九条の前の見出しを削り、同条を次のように改める。

第九条 削除

第九条の二を削る。

第十条中「別表第四」を「別表第二」に改め、「別表第三」を「別表」に改める。

第十五条中「第五条第一項」を「第四条第一項」に改める。

様式第三号及び様式第四号中「~~日本工業規格~~」を「~~日本工業規格~~」に改める。

様式第十号及び様式第十一号中「~~5号~~」を「~~4号~~」に改める。

様式第十二号から様式第十七号までを削る。

別表第一及び別表第二を削る。

別表第三中「別表第四」を「別表第二」に改め、同表を別表とする。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和二年六月一日から施行する。ただし、様式第三号及び様式第四号の改正規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正前の食品衛生法施行細則の規定は、様式第三号及び様式第四号の改正規定を除き、令和三年五月三十一日までの間、なおその効力を有する。

旅館業法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和二年三月二十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第二十四号

旅館業法施行細則の一部を改正する規則

旅館業法施行細則（昭和三十三年宮城県規則第二十三号）の一部を次のように改正する。

第一条の二第一号中「浴槽の湯」を「浴槽の水」に改め、同条第三号中「上り用水」を「上がり用水」に改め、同条第四号中「上り用湯」を「上がり用湯」に改める。

第六条の三第一号ロ中「有機物等（過マンガン酸カリウム消費量）」を「有機物（全有機炭素（TOC）の量は、一リットルにつき八ミリグラムを超えないこと。ただし、塩素化イソシアヌル酸又はその塩を用いて消毒している等の理由により有機物（全有機炭素（TOC）の量の測定結果を適用することが不適切と考えられる場合は、過マンガン酸カリウム消費量を測定し、その値」に改め、同条第二号中「上り用水」を「上がり用水」に、「上り用湯」を「上がり用湯」に改め、同号二中「有機物等（過マンガン酸カリウム消費量）」を「有機物（全有機炭素（TOC）の量）」は、一リットルにつき三ミリ

グラムを超えないこと。ただし、塩素化イソシアヌル酸又はその塩を用いて消毒している等の理由により有機物（全有機炭素（TOC）の量の測定結果を適用することが不適切と考えられる場合は、過マンガン酸カリウム消費量を測定し、その値」に改め、同号ホ中「大腸菌群」を「大腸菌」に改め、「五十ミリリットル中に」を削る。  
第六条の五の見出し中「遊離残留塩素濃度」を「浴槽水の残留塩素濃度」に改め、同条中「遊離残留塩素濃度」を「浴槽水」に、「〇・二ミリグラム以上となる」を「〇・四ミリグラム以上保持する」ように行うものとし、モノクロラミンによる消毒を行う場合は、結合残留塩素濃度を浴槽水一リットルにつき三ミリグラム以上保持する」に改める。

別表第一の一の項中「塩電市」を「塩電市」に改める。

別表第二を次のように改める。

別表第二（第六条の四関係）

湯 水	項 目	方 法
浴槽水等	イ 濁度	比濁法、透過光測定法、積分球式光電光度法、散乱光測定法又は透過散乱法
	ロ 有機物（全有機炭素（TOC）の量）	全有機炭素計測定法
	ハ 過マンガン酸カリウム消費量	滴定法
	ニ 大腸菌群	下水の水質の検定方法等に関する省令（昭和三十七年厚生省建設省令第一号）第六条に規定する方法
	ホ レジオネラ属菌	ろ過濃縮法又は冷却遠心濃縮法
原水、原湯、上がり用水、上がり用湯	イ 色度	比色法又は透過光測定法
	ロ 濁度	比濁法、透過光測定法、積分球式光電光度法、散乱光測定法又は透過散乱法
	ハ 水素イオン濃度	ガラス電極法

ニ 有機物（全有機炭素（TOC）の量）	全有機炭素計測定法
ホ 過マンガン酸カリウム消費量	滴定法
ヘ 大腸菌	特定酵素基質培地法
ト レジオネラ属菌	ろ過濃縮法又は冷却遠心濃縮法

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

公衆浴場法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和二年三月二十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第二十五号

公衆浴場法施行細則の一部を改正する規則

公衆浴場法施行細則（昭和六十一年宮城県規則第三十二号）の一部を次のように改正する。

第一条の二第一号中「浴槽の湯」を「浴槽の水」に改め、同条第三号中「上り用水」を「上り用水」に改め、同条第四号中「上り用湯」を「上り用水」に改める。

第二条第二項第二号中「断面図」を「浴室の断面図」に改め、「浴槽の深さ、床の高さ」を削る。

第五条第一号口中「有機物等（過マンガン酸カリウム消費量）」を「有機物（全有機炭素（TOC）の量）」は、一リットルにつき八ミリグラムを超えないこと。ただし、塩素化イソシアヌル酸又はその塩を用いて消毒している等の理由により有機物（全有機炭素（TOC）の量）の測定結果を適用することが不適切と考えられる場合は、過マンガン酸カリウム消費量を測定し、その値」に改め、同条第二号中「上り用湯」を「上り用水」に、「又は専用水道」を「専用水道及び簡易専用水道」に改め、同条二中「有機物等（過マンガン酸カリウム消費量）」を「有機物（全有機炭素（TOC）の量）」は、一リットルにつき三ミリグラムを超えないこと。ただし、塩素化イソシアヌル酸又はその塩を用いて消毒している等の理由により有機物（全有機炭素（TOC）の量）の測定結果を適用することが不適切と考えられる場合は、過マンガン酸カリウム消費量を測定し、その値」に改め、同号ホ中「大腸菌群」を「大腸菌」に改め、「五十ミリリットル中に」を削る。

第五条の二の見出しを「（浴室内で使用する湯水の水質検査の方法）」に改め、同条の表を次のように改める。

湯 水	項 目	方 法
浴槽水等	イ 濁度	比濁法、透過光測定法、積分球式光電光度法、散乱光測定法又は透過散乱法
	ロ 有機物（全有機炭素（TOC）の量）	全有機炭素計測定法
	ハ 過マンガン酸カリウム消費量	滴定法
	ニ 大腸菌群	下水の水質の検定方法等に関する省令（昭和三十七年 厚生省 建設省 令第一号）第六条に規定する方法
	ホ レジオネラ属菌	ろ過濃縮法又は冷却遠心濃縮法
原水、原湯、上り用水、上り用湯	イ 色度	比色法又は透過光測定法
	ロ 濁度	比濁法、透過光測定法、積分球式光電光度法、散乱光測定法又は透過散乱法
	ハ 水素イオン濃度	ガラス電極法
	ニ 有機物（全有機炭素（TOC）の量）	全有機炭素計測定法
	ホ 過マンガン酸カリウム消費量	滴定法
	ヘ 大腸菌	特定酵素基質培地法
	ト レジオネラ属菌	ろ過濃縮法又は冷却遠心濃縮法

第五条の三の見出し中「遊離残留塩素濃度」を「浴槽水の残留塩素濃度」に改め、同条中「遊離残留塩素濃度」を「浴槽水」に、「〇・二ミリグラム以上」となる「を」を「〇・四ミリグラム以上保持するよう」に行うものとし、モノクロラミンによる消毒を行う場合は、結合残留塩素濃度を浴槽水一リットルにつき三ミリグラム以上保持する」に改める。

様式第一号を次のように改める。



様式第1号 (その1) (第2条関係)

宮城県収入証紙(はり付け)欄  
公衆浴場営業許可申請書

年 月 日

宮城県知事

殿

住所  
氏名  
生年月日  
電話番号  
[法人にあつては、その名称、事務所所在地及び代表者の氏名]

下記のとおり公衆浴場の営業許可を受けたいので、公衆浴場法第2条第1項の規定により申請します。

記

1	公衆浴場の名称及び所在地	
名称		電話番号
所在地		

2 公衆浴場の種類 (該当事項に○)

1 温泉 2 温泉 3 薬湯 4 その他 ( )  
 (※) 温泉の含有物質又は医薬品等を原料とした薬湯を使用する公衆浴場にあつては、その物質又は医薬品等の名称、成分、用法、用量及び効能を記載した書類を添付すること。

3	営業施設の構造設備	浴室及び脱衣所	様式第1号 (その2) (第2条関係) に記載
		原水	1 水道水 2 井戸水 3 その他 ( )
		原湯	1 温泉 2 温泉 3 その他 ( )
		上がり用水	1 水道水 2 井戸水 3 その他 ( )
		上がり用湯	1 温泉 2 温泉 3 その他 ( )
水道	飲料水	1 水道水 2 その他 ( )	/ 受水槽の有無 (有・無)
	設置場所		
便所	男女別	(有・無)	流水式手洗い設備 (有・無)
	換気設備	(自然・機械)	

4 その他知事が定める事項

営業内容	区分	一般公衆浴場	その他の公衆浴場
	毎時最大浴場利用人数		
敷地	1 建築コングリート造	2 木造モルタル造	
	3 木造	4 その他 ( )	
	住所		
管理者	氏名		
	設置理由		

様式第1号 (その2) (第2条関係)

浴室及び脱衣所の構造設備

( / )

名称	洗面場	洗面場	洗面場	洗面場	洗面場	洗面場
	洗いおけ数	給水(湯)栓数	排水溝	床面積	換気設備	内壁材質
脱衣室	床面積	洗面機の数	保管設備の数	換気設備	内壁材質	換気設備
				(自然・機械)	(自然・機械)	採光・照明
				(有・無)	(有・無)	採光・照明
					(有・無)	採光・照明
浴室	洗面場	洗いおけ数	給水(湯)栓数	排水溝	床面積	換気設備
				(有・無)	採光・照明	(自然・人工)
					採光・照明	(自然・人工)
					採光・照明	(有・無)
浴槽	洗面場	洗いおけ数	給水(湯)栓数	排水溝	床面積	換気設備
				(有・無)	採光・照明	(自然・人工)
					採光・照明	(有・無)
					採光・照明	(有・無)
その他	洗面場	洗いおけ数	給水(湯)栓数	排水溝	床面積	換気設備
				(有・無)	採光・照明	(有・無)
					採光・照明	(有・無)
					採光・照明	(有・無)

備考1 添付書類  
 (1) 公衆浴場の構造設備を明らかにした図面  
 平面図(縮尺)、出入口、脱衣室、洗い場、浴室の断面図(縮尺等)を明示すること。  
 (2) 給水及び排水の系統図(消毒薬を添加する箇所を明記すること)。  
 (3) 浴室内で使用するための、定款(住所・氏名)を自署した場合は押印不要とすることができる。

様式第三号の欄等中「3 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。」や  
 「3 住所・氏名を自署した場合は押印不要とすることができる。」  
 4 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。」  
 様式第三号の欄等中「日本工業規格」や「日本産業規格」及び  
 様式第四号の欄等中「断面図（縮尺、浴槽の深さ、床の高さ等を明示すること。）」や  
 「浴室の断面図（縮尺等を明示すること。）」

「(2) 建築基準法第7条第5項又は第7条の2第5項の規定による検査済証の写し  
 (3) サウナ室、浴室内にサウナ設備を設ける場合にあつては、消防法令適合通知書  
 (4) 浴室内で使用する湯水及び飲料水の検査結果の写し  
 2 廃止の場合、次のとおりとする。  
 (1) 2の欄は記入しないこと。  
 (2) 許可書を添付すること。」

3 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。  
 「(2) 浴室内で使用する湯水及び飲料水の検査結果の写し  
 2 廃止の場合、次のとおりとする。  
 (1) 2の欄は記入しないこと。  
 (2) 許可書を添付すること。」  
 3 申請者が個人であつて、住所・氏名を自署した場合は押印不要とすることができる。  
 (廃止を除く。)  
 4 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。」

様式第五号の欄等中「用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。」や  
 「1 申請者が個人であつて、住所・氏名を自署した場合は押印不要とすることができる。」  
 2 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。  
 様式第六号の欄等中「2 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。」や  
 「2 申請者が個人であつて、住所・氏名を自署した場合は押印不要とすることができる。  
 (廃止を除く。)  
 3 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。」

この規則は、公布の日から施行する。

動物の愛護及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。  
 令和二年三月二十四日

宮城県規則第二十六号  
 宮城県知事 村 井 嘉 浩  
 動物の愛護及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

動物の愛護及び管理に関する条例施行規則（平成十三年宮城県規則第二十七号）の一部を次のように改正する。

第十条の次に次の一条を加える。  
 （手数料の免除）

第十一条 条例第十七条第五項に規定する特別の理由があるとき、法第二十五条第一項及び第三項に規定する事態を早急に改善する必要がある場合であつて、生活保護法（昭和二十五年法律第四十四号）第六条第一項に規定する被保護者その他知事が特別の理由があると認める者が、犬又は猫の引取りを求めることとする。

2 条例第十七条第五項の規定により、手数料の全部又は一部の免除を受けようとする者は、あらかじめ、犬又は猫の引取り手数料免除申請書（様式第十二号）を知事に提出しなければならない。  
 様式第一号及び様式第二号に備考として次のように加える。  
 備考 この申請書の用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。  
 様式第三号に備考として次のように加える。  
 備考 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。  
 様式第四号に備考として次のように加える。  
 備考 この申請書の用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。  
 様式第七号に備考として次のように加える。  
 備考 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

様式第八号の欄等中「(備考)」や「備考」及び  
 「2 家畜（家畜を除く。）がかまれた場合にあつては、2の住所及び氏名の欄に当該家畜の所有者又は管理者の氏名を記入し、家畜の種類及び数の欄にかまれた家畜の種類及び数を記入すること。」  
 にかまれた家畜の種類及び数を記入すること。」

「2 家畜（家畜を除く。）がかまれた場合にあつては、2の住所及び氏名の欄に当該家畜の所有者又は管理者の氏名を記入し、家畜の種類及び数の欄にかまれた家畜の種類及び数を記入すること。」  
 3 この届の用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。  
 様式第九号に備考として次のように加える。  
 備考 この届の用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。  
 様式第十号（表面）中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改め、同様式（裏面）を次のように改める。

(裏面)

動物の愛護及び管理に関する法律(抜粋)

(報告及び検査)

第二十四条 都道府県知事は、第十条から第十九条まで及び第二十一条から前条までの規定の施行に必要な限度において、第一種動物取扱業者に対し、飼養施設の状態、その取り扱う動物の管理の方法その他必要な事項に関し報告を求め、又はその職員に、当該第一種動物取扱業者の事業所その他関係のある場所に立ち入り、飼養施設その他の物件を検査させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(動物愛護管理担当職員)

第三十七条の三 都道府県等は、条例で定めるところにより、動物の愛護及び管理に関する事務を行わせるため、動物愛護管理員等の職名を有する職員(次項及び第三項並びに第四十一条の四において「動物愛護管理担当職員」という。)を置く。

2 指定都市、中核市及び第三十五条第一項の政令で定める市以外の市町村(特別区を含む。)は、条例で定めるところにより、動物の愛護及び管理に関する事務を行わせるため、動物愛護管理担当職員を置くよう努めるものとする。

3 動物愛護管理担当職員は、その地方公共団体の職員であつて獣医師等動物の適正な飼養及び保管に関し専門的な知識を有するものをもつて充てる。

動物の愛護及び管理に関する条例(抜粋)

(報告の徴取及び立入検査)

第十五条 知事は、この条例の施行に必要な限度において、飼い主に対し、動物の管理の方法、施設の状態その他必要な事項に関し報告を求め、又はその職員に、施設、施設の存する土地若しくは建物その他動物を飼養し、若しくは保管する場所に立ち入り、施設その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 前項の規定により職員が立ち入るときは、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(動物愛護監視員)

第十六条 法第三十七条の三第一項の規定により、動物愛護管理担当職員として動物愛護監視員を置く。

2 前項の動物愛護監視員は、法第二十四条第一項(法第二十四条の四において読み替えて準用する場合を含む。)又は法第三十三条第一項の規定による立入検査、条例第八条の規定による取容及び前条第一項の規定による立入検査その他の動物の愛護及び管理に関する事務を行う。

様式第十一号の備考中「備考 性別及び体格の欄は、いずれかを○で囲むこと。」や

「備考 1 性別及び体格の欄は、いずれかを○で囲むこと。」に定める。

2 この申請書の用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。」

様式第十一号の次に次の一様式を加える。

様式第12号 (第11条関係)

犬又は猫の引取り手数料免除申請書

年 月 日

宮城県知事 殿

申請者 氏名  
住所  
連絡先

動物の愛護及び管理に関する条例第17条第5項の規定により、下記のとおり引取り手数料の全部又は一部の免除をされるよう申請します。

種別	手数料	引取り頭数	手数料免除頭数	免除金額
犬 (生後91日以上)	2,000円/頭	頭	頭	円
犬 (生後90日以内)	400円/頭	頭	頭	円
猫 (生後91日以上)	2,000円/頭	頭	頭	円
猫 (生後90日以内)	400円/頭	頭	頭	円
合計		頭	頭	円
申請の理由・状況				
飼い主の氏名・住所 (申請者が飼い主以外の場合)	氏名 住所			
上記のとおり相違ないことを確認しました。				
保健所 ( 支所)		確認者氏名	印	

備考 この申請書の用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

附 則

この規則は、令和二年六月一日から施行する。ただし、第十条の次に一条を加える改正規定及び様式第十一号の次に一様式を加える改正規定は令和二年四月一日から、様式第一号から様式第四号まで及び様式第七号に備考を加える改正規定、様式第八号の改正規定、様式第九号に備考を加える改正規定、様式第十号(表面)の改正規定並びに様式第十一号の改正規定は公布の日から施行する。

浄化槽の保守点検業者の登録に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和二年三月二十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第二十七号

浄化槽の保守点検業者の登録に関する条例施行規則の一部を改正する規則

浄化槽の保守点検業者の登録に関する条例施行規則(昭和六十年宮城県規則第四十七号)の一部を次のように改正する。

第三条中第六号を第七号とし、第五号を第六号とし、第四号の次に次の一号を加える。

五 営業所ごとに置かれる浄化槽管理士が第十二条に規定する研修を受講したことを証する書類(条例第二条第三項に規定する更新の登録を申請する場合に限る。)

第十一条第二項中「第四条第一項の規定による申請書を提出する場合及び」を削り、同条を第十四条とし、第十条を第十三条とし、第九条の次に次の三条を加える。

(電磁的記録による帳簿の作成)

第十条 浄化槽保守点検業者が、条例第十条第六項の規定により帳簿に係る電磁的記録の作成を行う場合は、浄化槽保守点検業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法又は磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物(以下「磁気ディスク等」という。)をもつて調製する方法により作成を行わなければならない。

(電磁的記録による帳簿の保存)

第十一条 浄化槽保守点検業者が、条例第十条第六項の規定により帳簿に係る電磁的記録の保存を行う場合は、次に掲げる方法のいずれかにより行わなければならない。

一 作成された電磁的記録を浄化槽保守点検業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク等をもつて調製するファイルにより保存する方法

二 帳簿に記載されている事項をスキヤナ(これに準ずる画像読取装置を含む。)により読み取つてきた電磁的記録を、浄化槽保守点検業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は

磁気ディスク等をもつて調製するファイルにより保存する方法

2 浄化槽保守点検業者が、前項の規定により電磁的記録の保存を行う場合は、必要に応じ電磁的記録に記録された事項を出力することにより、直ちに明瞭かつ整然とした形式でその使用に係る電子計算機その他の機器に表示でき、及び当該事項を記載した帳簿を作成することができるための措置を講じなければならない。

3 条例第十条第六項の規定により同一内容の帳簿を二以上の営業所に保存しなければならないとされている浄化槽保守点検業者が、第一項の規定により当該二以上の営業所のうち、一の営業所に当該帳簿に係る電磁的記録の保存を行うとともに、当該電磁的記録に記録されている事項を他の営業所に備え付けた電子計算機の映像面に表示し、及び当該事項を記載した帳簿を作成できる措置を講じた場合は、当該他の営業所に当該帳簿の保存が行われたものとみなす。

(浄化槽管理士の研修)

第十二条 条例第十一条第四項に規定する浄化槽の保守点検の業務に関する研修は、知事が、次に掲げる事項について行うものとする。

- 一 浄化槽行政に関すること。
- 二 浄化槽の構造と機能に関すること。
- 三 浄化槽の保守点検に関すること。
- 四 その他必要な事項

2 知事は、その指定する者に前項の研修の実施に関する事務(以下「研修事務」という。)の全部又は一部を行わせることができる。

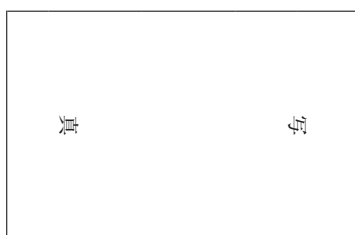
3 知事は、前項の規定によりその指定する者に研修事務の全部又は一部を行わせるときは、その旨を公示しなければならない。

様式第一号から様式第八号までの様式中「(第10条関係)」を「(第13条関係)」に改める。  
様式第九号を次のように改める。

様式第九号 (第13条関係)

浄化槽管理士証

氏名	
生年月日	
浄化槽管理士免状の交付番号	
条例 <sup>※</sup> 第11条第4項に基づき研修会の受講年月日	



※浄化槽の保守点検業者の登録に関する条例(昭和60年宮城県条例第19号)

上記の者は、浄化槽の保守点検の業務に従事することを証明します。

年 月 日

浄化槽保守点検業者の氏名  
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

印

様式第十号から様式第十三号までの様式中「(第10条四款)」を「(第13条四款)」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和二年四月一日から施行する。ただし、第三条中第六号を第七号とし、第五号を第六号とし、第四号の次に一号を加える改正規定については、令和五年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 改正前の浄化槽の保守点検業者の登録に関する条例施行規則による諸様式(様式第九号を除く。)で取扱い上著しく支障のないものについては、当分の間、それぞれ改正後の浄化槽の保守点検業者の登録に関する条例施行規則の規定によるものとみなす。

浄化槽法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和二年三月二十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第二十八号

浄化槽法施行細則の一部を改正する規則

浄化槽法施行細則(平成十二年宮城県規則第七十五号)の一部を次のように改正する。

第三条を削る。

附 則

この規則は、令和二年四月一日から施行する。

無料低額宿泊所の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則をここに公布する。

令和二年三月二十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第二十九号

無料低額宿泊所の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則

(趣旨)

第一条 この規則は、無料低額宿泊所の設備及び運営に関する基準を定める条例(令和二年宮城県条例第二十三号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第二条 この規則において使用する用語は、特別の定めのある場合を除くほか、条例において使用する用語の例による。

(設備の専用)

第三条 無料低額宿泊所の設備は、専ら当該無料低額宿泊所の用に供するものでなければならない。ただし、入居者に提供するサービスに支障がない場合には、この限りでない。

(職員の資格要件)

第四条 施設長は、社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五号。以下「法」という。)第十九条第一項各号のいずれかに該当する者若しくは社会福祉事業等に二年以上従事した者又はこれらと同等以上の能力を有すると認められる者でなければならない。

2 無料低額宿泊所は、当該無料低額宿泊所の職員(施設長を除く。)が、できる限り法第十九条第一項各号のいずれかに該当する者とするよう努めるものとする。

(運営規程)

第五条 無料低額宿泊所は、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程(以下「運営規程」という。)を定めておかなければならない。

一 施設の目的及び運営の方針

二 職員の職種、員数及び職務の内容

三 入居定員

四 入居者に提供するサービスの内容及び利用料その他の費用の額

五 施設の利用に当たつての留意事項

六 非常災害対策

七 その他施設の運営に関する重要事項

2 無料低額宿泊所は、前項に規定する運営規程を定め、又は変更したときは、知事に届け出なければならぬ。

(記録の整備)

第六条 無料低額宿泊所は、入居者、設備、職員及び会計に関する諸記録を整備し、次の各号に掲げる記録については、その完結の日から五年間保存しなければならない。

一 提供した具体的なサービスの内容及び記録

二 条例第十一条第二項に規定する苦情の内容及び記録

三 条例第十二条第二項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(規模)

第七条 無料低額宿泊所は、五人以上の人員を入居させることができる規模を有しなければならない。

(サテライト型住居の設置)

第八条 サテライト型住居は、本体となる施設(以下この条において「本体施設」という。)からお

おむね二十分で移動できる範囲に設置する等、入居者へのサービス提供に支障がないものとする。

2 一の本体施設に附属することができるサテライト型住居の数は、次の各号に掲げる職員配置の基準に応じ、それぞれ当該各号に定める数とする。

一 第四条第一項及び条例第七条の要件を満たす者が施設長のみ 四以下

二 第四条第一項及び条例第七条の要件を満たす者が施設長のほか一人以上 八以下

3 無料低額宿泊所（サテライト型住居を設置するものに限る。）の入居定員の合計は、次の各号に掲げる職員配置の基準に応じ、それぞれ当該各号に定める人数とする。

一 第四条第一項及び条例第七条の要件を満たす者が施設長のほか 二十人以下

二 第四条第一項及び条例第七条の要件を満たす者が施設長のほか一人以上 四十人以下

4 無料低額宿泊所（サテライト型住居を設置するものに限る。）は、サテライト型住居について、第六条に規定する記録のほか、第十七条の規定による状況把握の実施に係る記録を整備し、その完了の日から五年間保存しなければならない。

（設備の基準）

第九条 条例第八条第三項に規定する設備の基準は、次のとおりとする。

一 居室

イ 一の居室の定員は、一人とすること。ただし、入居者がその者と生計を一にする配偶者その他の親族と同居する等、二人以上で入居させることがサービスの提供上必要と認められる場合は、この限りでない。

ロ 地階に設けてはならないこと。

ハ 一の居室の床面積（収納設備を除く。）は、七・四三平方メートル以上とすること。

ニ 居室の扉は、堅固なものとし、居室ごとに設けること。

ホ 出入口は、屋外、廊下又は広間のいずれかに直接面して設けること。

ヘ 各居室の間仕切壁は、堅固なものとし、天井まで達していること。

二 炊事設備 火気を使用する部分は、不燃材料を用いること。

三 洗面所 入居定員に適したものを設けること。

四 便所 入居定員に適したものを設けること。

五 浴室

イ 入居定員に適したものを設けること。

ロ 浴槽を設けること。

六 洗濯室又は洗濯場 入居定員に適したものを設けること。

（職員配置の基準）

第十条 無料低額宿泊所に置くべき職員の員数は、入居者の数及び提供するサービスの内容に応じた適当数とし、そのうち一人は施設長としなければならない。

2 当該無料低額宿泊所が生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第三十条第一項ただし書に規定する日常生活支援住居施設（以下「日常生活支援住居施設」という。）に該当する場合は、前項の規定にかかわらず、日常生活支援住居施設としての職員配置の要件を満たさなければならない。（入居申込者に対する説明、契約等）

第十一条 無料低額宿泊所は、居室の利用その他のサービスの提供の開始に際しては、あらかじめ、入居申込者に対し、運営規程の概要、職員の勤務の体制、当該サービスの内容及び費用その他の入居申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行うとともに、居室の利用に係る契約とそれ以外のサービスの提供に係る契約をそれぞれ文書により締結しなければならない。

2 無料低額宿泊所は、前項の契約又は当該契約の更新において、契約期間（一年以内のものに限る。ただし、居室の利用に係る契約については、建物の賃貸借契約（借地借家法（平成三年法律第九十号）第三十八条の規定による定期建物賃貸借を除く。）の場合は、一年とする。）及び解約に関する事項を定めなければならない。

3 無料低額宿泊所は、前項の契約期間の満了前に、あらかじめ入居者の意向を確認するとともに、法第十四条の規定に基づき県又は市町村が設置する福祉に関する事務所（以下「福祉事務所」という。）等県又は市町村の関係機関と、当該入居者が継続して無料低額宿泊所を利用する必要性について協議しなければならない。

4 無料低額宿泊所は、第二項の解約に関する事項において、入居者の権利を不当に狭めるような条件を定めてはならない。

5 無料低額宿泊所は、第二項の解約に関する事項において、入居者が解約を申し入れたときは、速やかに当該契約を終了する旨を定めなければならない。

6 無料低額宿泊所は、第一項の契約又は当該契約の更新において、入居申込者に対し、保証人を立てさせてはならない。

7 無料低額宿泊所は、入居申込者からの申出があった場合には、第一項の規定による文書の交付に代えて、第九項で定めるところにより、当該入居申込者の承諾を得て、当該文書に記すべき第一項の重要事項及び第二項の事項（以下「重要事項等」という。）を電子情報処理組織（無料低額宿泊所の使用に係る電子計算機と、入居申込者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下同じ。）を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。

この場合において、当該無料低額宿泊所は、当該文書を交付したものとみなす。

一 電子情報処理組織を使用する方法のうちイ又はロに掲げるもの

イ 無料低額宿泊所の使用に係る電子計算機と入居申込者の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

ロ 無料低額宿泊所の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された重要事項等を電気通信回線を通じて入居申込者の閲覧に供し、当該入居申込者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該重要事項等を記録する方法（電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあつては、無料低額宿泊所の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法）

二 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもつて調製するファイルに重要事項等を記録したものを交付する方法  
8 前項に掲げる方法は、入居申込者がファイルへの記録を出力することにより文書を作成することができるものでなければならない。

9 無料低額宿泊所は、第七項の規定により重要事項等を提供しようとするときは、あらかじめ、当該入居申込者に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

一 第七項各号に掲げる方法のうち無料低額宿泊所が使用するもの

二 ファイルへの記録の方式  
10 前項の規定による承諾を得た無料低額宿泊所は、当該入居申込者から文書又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があつたときは、当該入居申込者に対し、重要事項等の提供を電磁的方法によつてしてはならない。ただし、当該入居申込者が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りではない。

（入退居）

第十二条 無料低額宿泊所は、入居予定者の入居に際しては、その者の心身の状況、生活の状況等の把握に努めなければならない。

2 無料低額宿泊所は、入居者の心身の状況、入居中に提供することができるサービスの内容等に照らし、無料低額宿泊所において日常生活を営むことが困難となつたと認められる入居者に対し、その者の希望、その者が退居後に置かれることとなる環境等を勘案し、その者の状態に適合するサービスに関する情報の提供を行うとともに、適切な他のサービスを受けることができるよう必要な援助に努めなければならない。

3 無料低額宿泊所は、入居者の退居に係る援助に際しては、福祉事務所等県又は市町村の関係機関、相談等の支援を行う保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者等との密接な連携に努めなければならない。

（利用料の受領）

第十三条 無料低額宿泊所は、入居者から利用料として、次に掲げる費用（第七号については、当該無料低額宿泊所が日常生活支援住居施設である場合に限る。）を受領することができる。

一 食事の提供に要する費用

二 居室使用料

三 共益費

四 光熱水費

五 日用品費

六 基本サービス費

七 入居者が選定する日常生活上の支援に関するサービスの提供に要する費用

2 前項各号に掲げる利用料の基準は、次のとおりとする。

一 食事の提供に要する費用 食材費及び調理等に関する費用に相当する金額とすること。

二 居室利用料

イ 当該無料低額宿泊所の整備に要した費用、修繕費、管理事務費、地代に相当する額等を基礎として合理的に算定された金額とすること。  
ロ イに規定する金額以外に、敷金、権利金、謝金等の金品を受領しないこと。

三 共益費 共用部分の清掃、備品の整備等の共用部分の維持管理に要する費用に相当する金額とすること。

四 光熱水費 居室及び共用部分に係る光熱水費に相当する金額とすること。

五 日用品費 入居者本人が使用する日用品の購入費に相当する金額とすること。

六 基本サービス費 入居者の状況把握等の業務に係る人件費、事務費等に相当する金額とすること。  
七 入居者が選定する日常生活上の支援に関するサービスの提供に要する費用

イ 人件費、事務費等（前号の基本サービス費に係るものを除く。）に相当する金額とすること。  
ロ 日常生活支援住居施設として受領する委託費を除くこと。

（サービス提供の方針）

第十四条 無料低額宿泊所の職員（施設長を含む。第十八条を除き、以下同じ。）は、入居者に対するサービスの提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、当該入居者に対し、サービスの提



供を行う上で必要な事項について、理解しやすいように説明を行わなければならない。

(食事)

第十五条 無料低額宿泊所は、入居者に食事を提供する場合は、量及び栄養並びに当該入居者の心身の状況及び嗜好を考慮した食事を、適切な時間に提供しなければならない。

(入浴)

第十六条 無料低額宿泊所は、入居者に対し一日に一回の頻度で入浴の機会を提供しなければならない。ただし、やむを得ない事情があるときは、あらかじめ、当該入居者に対し当該事情の説明を行うことにより、一週間に三回以上の頻度とすることができる。

(状況把握)

第十七条 無料低額宿泊所は、原則として一日に一回以上、入居者に対し居室への訪問等の方法による状況把握を行わなければならない。

(施設長の責務)

第十八条 施設長は、無料低額宿泊所の職員の管理、入退居に係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行わなければならない。

2 施設長は、職員に条例第四条から第十三条まで及びこの規則の規定を遵守させるために必要な指揮命令を行うものとする。

(職員の責務)

第十九条 無料低額宿泊所の職員は、入居者からの相談に応じるとともに、適切な助言及び必要な支援を行わなければならない。

(勤務体制の確保等)

第二十条 無料低額宿泊所は、入居者に対し、適切なサービスを提供できるよう、職員の勤務体制を整備しておかなければならない。

2 無料低額宿泊所は、職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。

3 無料低額宿泊所は、職員の処遇について、労働に関する法令の規定を遵守するとともに、職員の待遇の向上に努めなければならない。

(定員の遵守)

第二十一条 無料低額宿泊所は、入居定員及び居室の定員を超えて入居させてはならない。ただし、災害その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

(衛生管理等)

第二十二条 無料低額宿泊所は、入居者の使用する設備、食器等又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。

2 無料低額宿泊所は、当該無料低額宿泊所において感染症、食中毒又は害虫が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(日常生活に係る金銭管理)

第二十三条 入居者の金銭の管理は当該入居者本人が行うことを原則とする。ただし、金銭の適切な管理を行うことに支障がある入居者であつて、無料低額宿泊所による金銭の管理を希望するものに對し、次に掲げるところにより無料低額宿泊所が、日常生活に係る金銭を管理することを妨げない。

一 成年後見制度その他の金銭の管理に係る制度をできる限り活用すること。

二 無料低額宿泊所が管理する金銭は、当該入居者に係る金銭及びこれに準ずるもの（これらの運用により生じた収益を含む。以下この条において「金銭等」という。）であつて、日常生活を営むために必要な金額に限ること。

三 金銭等を無料低額宿泊所が有する他の財産と区分すること。

四 金銭等は当該入居者の意思を尊重して管理すること。

五 第十一条第一項に規定する契約とは別に、当該入居者の日常生活に係る金銭等の管理に係る事項のみを内容とする契約を締結すること。

六 金銭等の出納を行う場合は、無料低額宿泊所の職員が二人以上で確認を行う等の適切な体制を整備すること。

七 入居者ごとに金銭等の収支の状況を明らかにする帳簿を整備するとともに、収支の記録について定期的に入居者本人に報告を行うこと。

八 当該入居者が退居する場合には、速やかに、管理する金銭等を当該入居者に返還すること。

九 金銭等の詳細な管理方法、入居者本人に対する収支の記録の報告方法等について管理規程を定めること。

十 前号の管理規程を定め、又は変更したときは知事に届け出ること。

十一 当該入居者が被保護者である場合は、当該入居者の金銭等の管理に係る契約の締結時又は変更時には、福祉事務所にその旨の報告を行うこと。

十二 金銭等の管理の状況について、知事の求めに応じて速やかに報告できる体制を整えておくこと。

(掲示及び公表)

第二十四条 無料低額宿泊所は、入居者の見やすい場所に、運営規程の概要、職員の勤務の体制その他入居者のサービスの選択に資すると認められる事項を掲示しなければならない。

2 無料低額宿泊所は、運営規程を公表するとともに、毎会計年度終了後三月以内に、貸借対照表、損益計算書等の収支の状況に係る書類を公表しなければならない。

(広告)

第二十五条 無料低額宿泊所は、当該無料低額宿泊所について広告をする場合は、その内容が虚偽又は誇大なものであってはならない。

(サービスの改善等)

第二十六条 無料低額宿泊所は、その提供したサービスに関し、知事から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

2 無料低額宿泊所は、知事からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を知事に報告しなければならない。

3 無料低額宿泊所は、法第八十三条に規定する運営適正化委員会が行う法第八十五条第一項の規定による調査にできる限り協力しなければならない。

附則

(施行期日)

1 この規則は、令和二年四月一日から施行する。ただし、第八条の規定は、令和四年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この規則(前項ただし書の規定を除く。以下同じ。)の施行の際現に生活困窮者等の自立を促進するための生活困窮者自立支援法等の一部を改正する法律(平成三十年法律第四十四号)第五条の規定による改正前の法第六十九条第一項の規定による届出がなされている無料低額宿泊所が、事業の用に供している建物(基本的な設備が完成しているものを含み、この規則の施行の後に増築され、又は全面的に改築された部分を除く。)について第九条第一項第一号イ及びニからハまでの規定は、この規則の施行後三年間は、適用しない。

指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和二年三月二十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第三十号

指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則の一部を改正する規則

指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則(平成二十五年宮城県規則第三十三号)の一部を次のように改正する。

附則第三十四項中「平成三十二年三月三十一日」を「令和四年三月三十一日」に改める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和二年三月二十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第三十一号

指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例施行規則の一部を改正する規則

指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例施行規則(平成二十五年宮城県規則第三十六号)の一部を次のように改正する。

附則第三十項中「平成三十二年三月三十一日」を「令和四年三月三十一日」に改める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

毒物及び劇物取締法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和二年三月二十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第三十二号

毒物及び劇物取締法施行細則の一部を改正する規則

毒物及び劇物取締法施行細則(昭和三十八年宮城県規則第十五号)の一部を次のように改正する。

第二条中「、厚生労働大臣に提出する書類は正副三部」及び「、厚生労働大臣に提出する書類は正副二部」を削る。

様式第一号から様式第三号まで、様式第五号から様式第七号まで、様式第九号、様式第十号及び様式第十三号の規定中「~~〇~~」を「~~×~~」に改める。

附則

<p>(施行期日)</p> <p>1 この規則は、令和二年四月一日から施行する。</p> <p>(経過措置)</p> <p>2 改正前の毒物及び劇物取締法施行細則の規定による諸様式で取扱い上著しく支障のないものについては、当分の間、改正後の毒物及び劇物取締法施行細則の規定によるものとみなす。</p>	<p>訓令 甲</p> <p>○宮城県訓令甲第六号</p> <p>会計年度任用職員服務規程を次のように定める。</p> <p>令和二年三月二十四日</p> <p>宮城県知事 村 井 嘉 浩</p> <p>会計年度任用職員服務規程</p> <p>(趣旨)</p> <p>第一条 この訓令は、別に定めがあるもののほか、知事の事務部に勤務する地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十二条の二第一項に規定する会計年度任用職員（以下「職員」という。）の服務に関して必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(服務の原則)</p> <p>第二条 職員は、県民全体の奉仕者としての職責を自覚し、地方公務員法等の法令及び上司の職務上の命令に従い、誠実にして公正な職務の執行を図らなければならない。</p> <p>2 職員は、その職務を行うに当たっては、常に創意工夫をめぐらして能率の發揮及び増進に努めるとともに、県行政の民主的かつ能率的な運営に関して積極的に献策するよう心がけなければならない。</p> <p>(服務の宣誓)</p> <p>第三条 新たに職員となった者は、職員の服務の宣誓に関する条例（昭和二十六年宮城県条例第七号）第二条第一項の規定により、辞令の交付者又は伝達者（次項において「交付者等」という。）の面前において服務の宣誓をしなければならない。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合には、職員の服務の宣誓に関する条例第二条第二項の規定に基づき、当該各号に定める方法により行うことができる。</p> <p>一 前項の規定により難しい場合 辞令の交付者等の面前での宣誓書への署名を要さず、署名をした宣誓書の提出</p> <p>二 同一の職員につき再度の任用を行った場合 先の任用に際して行った服務の宣誓</p>	<p>三 採用時に別途服務の誓約等を行っている場合 当該誓約等</p> <p>四 前三号に定めるもののほか、前項の規定により難しい場合 総務部長が別に定める方法</p> <p>(勤務時間)</p> <p>第四条 職員の勤務時間及びその勤務時間中に置く休憩時間は、総務部長が定める基準に従い、本庁にあっては所属の課（室）長、地方機関にあっては当該機関の長（以下「所属長」という。）が割り振り、又は定める。</p> <p>(勤務時間等の変更)</p> <p>第五条 所属長は、職務の遂行上特に必要がある場合において、前条の規定による勤務時間の割振り又は休憩時間を臨時に変更するときは、勤務条件通知書に定める範囲内で行わなければならない。</p> <p>(出退勤簿)</p> <p>第六条 職員は、出勤したときは直ちに出勤簿に自ら押印し、並びに出勤時刻及び退勤時刻を記入し、又は出退勤簿に代わるものとして総務部長が別に定めるものに押印並びに出勤時刻及び退勤時刻の記入に相当する手続をしなければならない。</p> <p>2 所属長は、前項の出退勤簿（出退勤簿に代わるものとして総務部長が別に定めるものを含む。）を管理し、常に職員の勤務状況を明確にしておかなければならない。</p> <p>3 前二項の出退勤簿は、職員服務規程（昭和三十五年宮城県訓令甲第二十五号）様式第四号によるものとする。</p> <p>(休暇及び欠勤)</p> <p>第七条 職員は、職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成七年宮城県条例第七号）の規定による年次有給休暇、病気休暇、特別休暇、介護休暇又は介護時間を受けようとするときは、総務部長が別に定めるところにより、速やかに所要の手続をとらなければならない。</p> <p>2 職員は、前項に掲げる場合を除き、家事その他の事由により勤務できないときは、あらかじめ欠勤届を所属長を経由して知事に提出しなければならない。ただし、緊急やむを得ない事由によりあらかじめ提出することができないときは、その旨を所属長に連絡するとともに、事後速やかに提出しなければならない。</p> <p>3 前項の欠勤届は、職員服務規程様式第五号によるものとする。</p> <p>(職務専念義務の免除)</p> <p>第八条 職員は、職務に専念する義務の特例に関する条例（昭和二十六年宮城県条例第八号）第二条の規定による職務に専念する義務の免除の承認を受けようとするときは、あらかじめ職務専念義務免除申請書を所属長を経由して知事に提出しなければならない。</p> <p>2 前項の職務専念義務免除申請書は、職員服務規程様式第五号の二によるものとする。</p>
--	---	---

第九条 職員は、地方公務員法第五十五条第八項に規定する適法な交渉を行うため職務に専念する義務の免除を受けようとするときは、あらかじめ適法な交渉に係る職務専念義務免除簿にその事由、日時等を記載して、又は職務専念義務免除簿への記載に代わるものとして総務部長が別に定める手続により、知事の承認を受けなければならない。

2 前項の適法な交渉に係る職務専念義務免除簿の様式は、職員服務規程様式第五号の三によるものとする。

(営利企業等への従事)

第十条 職員（地方公務員法第二十二條の二第一項第一号に掲げる職員を除く。）は、同法第三十八条第一項の規定による営利企業等に従事するための許可を受けようとするときは、次の各号に掲げる許可の区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる申請書を、あらかじめ所属長を経由して知事に提出しなければならない。

一 人事委員会規則九一〇（営利企業等の従事制限についての許可基準）による許可 営利企業等従事許可申請書

二 人事委員会規則九一六（研究職員が営利企業役員等の職を兼ねる場合における営利企業等の従事制限についての許可基準）による許可 研究成果活用兼業等許可申請書

2 前項第一号の営利企業等従事許可申請書及び同項第二号の研究成果活用兼業等許可申請書は、それぞれ職員服務規程様式第五号の四及び様式第五号の四の二によるものとする。

3 地方公務員法第二十二條の二第一項第一号に掲げる職員が営利企業等に従事しようとするときは、別に定める営利企業等従事予定等届出書を、あらかじめ所属長を経由して知事に提出しなければならない。

(教育に関する兼職等)

第十一条 職員は、教育公務員特例法（昭和二十四年法律第一号）第十七条第一項の規定により教育に関する他の職を兼ね、又は教育に関する事業若しくは事務に従事しようとするときは、あらかじめ教育に関する兼職兼業等承認申請書を所属長を経由して知事に提出し、その承認を受けなければならない。

2 前項の教育に関する兼職兼業等承認申請書は、職員服務規程様式第五号の五によるものとする。

(非常勤の消防団員との兼職)

第十二条 職員は、消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律（平成二十五年法律第一百十号）第十条第一項の規定により報酬を得て非常勤の消防団員と兼職することを認めるよう求めるときは、非常勤の消防団員との兼職請求書を所属長を経由して知事に提出しなければならない。

2 前項の非常勤の消防団員との兼職請求書は、職員服務規程様式第五号の六によるものとする。

(執務上の心得)

第十三条 職員は、勤務時間（休憩時間を除く。以下「執務時間」という。）中、みだりに執務場所を離れてはならない。

2 職員は、執務時間中に外出しようとするときは、上司の承認を受けるものとし、又一時離席しようとする場合においてもその旨を上司に届け出るなど、常に自己の所在を明らかにしておくよう心がけなければならない。

3 職員は、上司の許可を得ずに文書を庁外に持ち出し、又は他人に提示若しくは告知する等の行為をしてはならない。

4 職員は、公務員としての品位を傷つけないようみだしなみに留意して執務するように心がけなければならない。

(執務環境の整理等)

第十四条 職員は、常に執務環境の整理に努めるとともに、物品、器具等の保全活用に心がけなければならない。

2 職員は、常に所管の文書等の整理に努め、不在のときでも事務の処理に支障のないようにしておかなければならない。

(退庁時の措置)

第十五条 職員は、退庁時刻には別段の命令がない限り、次に掲げる処置をして速やかに退庁しなければならない。

- 一 文書及び物品等を所定の場所に格納すること。
- 二 宿日直員又は巡視に看守を依頼する物品等を宿日直員又は巡視に確実に引き継ぐこと。
- 三 火気の始末、消灯、戸締り等火災及び盗難の防止のための必要な措置をとること。

2 職員は、時間外又は休日勤務等を命ぜられて執務する場合において、当該勤務又は用務を終えたときは、前項に定める処置をして速やかに退庁しなければならない。

(出張の心得)

第十六条 職員は、出張を命ぜられ、当該出張に係る用務を終えて帰庁したときは、速やかにその概要を口頭で上司に報告するとともに、復命書を作成して旅行命令権者に提出しなければならない。ただし、当該出張が軽易なものである場合、又は法令等により定められている報告書等を作成した場合は、復命書の作成を省略することができる。

2 前項の復命書は、職員服務規程様式第六号によるものとする。

3 職員は、出張の途中において、用務の都合又は天災その他やむを得ない事情によりその予定を変更しなければならないときは、とりあえず電報、電話等で上司の承認を受けるとともに、帰庁後速

やかに所定の手続により、旅行命令の変更の承認を受けなければならない。

(着任)

第十七条 新たに採用された職員は、その通知を受けた日に着任しなければならない。ただし、特別の事由により所属長の承認を受けた場合は、この限りでない。

(事務引継)

第十八条 職員は、休職、退職等の場合には、その担任事務を速やかに上司の指名する職員に引き継ぎ、その旨を上司に報告しなければならない。

(居住地)

第十九条 職員は、常に自己の居住地を明らかにしておかなければならない。

(履歴事項異動届)

第二十条 職員は、本籍、現住所、氏名、資格その他の履歴事項（任命、給与等の発令事項を除く。）に関して異動を生じたときは、速やかに履歴事項異動届又は履歴事項異動届に代わるものとして総務部長が別に定めるものを所属長及び主管課長を経由して知事に提出しなければならない。この場合において、履歴事項の変更が氏名の変更であるときは、身分証明書を添付しなければならない。

2 前項の履歴事項異動届は、職員服務規程様式第七号によるものとする。  
(非常の際の措置)

第二十一条 職員は、庁舎及びその周辺に火災その他非常事態が発生したときは、直ちに臨機の措置をとるとともに、上司の指揮に従わなければならない。

(雑則)

第二十二条 この訓令の施行に関し必要な事項は、総務部長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この訓令は、令和二年四月一日から施行する。

(準備行為)

2 第十条第三項の規定による申請その他の準備行為は、令和二年四月一日前においても行うことができる。

○宮城県訓令甲第七号

職員服務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和二年三月二十四日

職員服務規程の一部を改正する訓令

宮城県知事 村 井 嘉 浩

職員服務規程（昭和三十五年宮城県訓令甲第二十五号）の一部を次のように改正する。  
第一条中「臨時及び非常勤の職員」を「地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十条の二第二項に規定する会計年度任用職員及び臨時職員」に改める。

第二条第一項中「（昭和二十五年法律第二百六十一号）」を削る。

第三条中「第二条」を「第二条第一項」に改める。

第六条の見出しを「（出退勤簿）」に改め、同条第一項中「出勤簿（）」を「出退勤簿（）」に、「又は出勤簿」を「並びに出勤時刻及び退勤時刻を記入し、又は出退勤簿」に改め、「に押印」の下に「並びに出勤時刻及び退勤時刻の記入」を加え、同条第二項中「出勤簿」を「出退勤簿」に改める。  
様式第四号を次のように改める。





附則

この訓令は、令和二年四月一日から施行する。

人事委員会

人事委員会規則七―二（特殊勤務手当）の一部を改正する規則をここに公布する。

令和二年三月二十四日

宮城県人事委員会

委員長 千葉裕一

○人事委員会規則七―二―六十五

人事委員会規則七―二（特殊勤務手当）の一部を改正する規則

人事委員会は、職員の特種勤務手当に関する条例（平成十二年宮城県条例第二百二十八号）に基づき、人事委員会規則七―二（特殊勤務手当）の一部を次のように改正する。

第九条第二項中「牛」の下に「又は豚」を加え、同項を同条第三項とし、同条中第一項を第二項とし、同項の前に次の一項を加える。

条例第十一条第二項第六号の規則で定める作業は、豚熱のまん延を防止するために行う野生いのししの死体の運搬若しくは埋却又は野生いのししの捕獲現場等の消毒の作業とする。

附則

この規則は、令和二年四月一日から施行する。

人事委員会規則七―十八（管理職手当）の一部を改正する規則をここに公布する。

令和二年三月二十四日

宮城県人事委員会

委員長 千葉裕一

○人事委員会規則七―十八―六十五

人事委員会規則七―十八（管理職手当）の一部を改正する規則

人事委員会は、職員の給与に関する条例（昭和三十二年宮城県条例第二十九号）に基づき、人事委員会規則七―十八（管理職手当）の一部を次のように改正する。

別表第一県警察の項中

課 公安委員会補佐室長  
総合企画室長  
上 席 監 察 官  
を  
課 公安委員会補佐室長  
公安委員会補佐室長  
上 席 監 察 官  
に改める。

附則

この規則は、令和二年四月一日から施行する。

人事委員会規則七―三十三（初任給、昇格、昇給等の基準）の一部を改正する規則をここに公布する。

令和二年三月二十四日

宮城県人事委員会

委員長 千葉裕一

○人事委員会規則七―三十三―六十七

人事委員会規則七―三十三（初任給、昇格、昇給等の基準）の一部を改正する規則

第一条 人事委員会は、職員の給与に関する条例（昭和三十二年宮城県条例第二十九号）に基づき、人事委員会規則七―三十三（初任給、昇格、昇給等の基準）の一部を次のように改正する。

別表第一公安職給料表の項中

3 警察本部の 警察官、監察官、人事調査官、採用調査官、犯罪抑止対策官、人身安全対策官、経済調査官、サイバー犯罪捜査指導官、雑踏警備対策官、警ら指導官、刑事指導官、総括検視官、広域捜査官、性犯罪捜査指導官、特別捜査指導官、暴力団対策指導官、銃器薬物捜査指導官、交通事故事件捜査指導官、交通機関官、警備指導官又は警衛警護対策官の職務

を

3 警察本部の 警察官、監察官、人事調査官、採用調査官、犯罪抑止対策官、人身安全対策官、経済調査官、サイバー犯罪捜査指導官、雑踏警備対策官、警ら指導官、刑事指導官、総括検視官、広域捜査官、性犯罪捜査指導官、特別捜査指導官、盗犯捜査指導官、暴力団対策指導官、銃器薬物捜査指導官、交通事故事件捜査指導官、交通機関官、警備指導官又は警衛警護対策官の職務  
に改める。

第二条 人事委員会は、職員の給与に関する条例に基づき、人事委員会規則七―三十三（初任給、昇格、昇給等の基準）の一部を次のように改正する。  
別表第一公安職給料表の項中



4 警察本部の秘書官、留置管理指導官、職務倫理教養官、術科指導官、少年事件指導官、通信指令官、検視官、告訴事件指導官、組織窃盗対策官、被害者連絡調整官、交通事故分析官、交通事故鑑識官又は総合情報分析官の職務

委員長 千 葉 裕 一

4 警察本部の秘書官、留置管理指導官、職務倫理教養官、術科指導官、少年事件指導官、通信指令官、検視官、告訴事件指導官、被害者連絡調整官、交通事故分析官、交通事故鑑識官又は総合情報分析官の職務

を  
に、  
○人事委員会規則七―百四十一―二  
人事委員会規則七―百四十―（会計年度任用職員給与及び費用弁償に関する規則）の一部を改正する規則  
人事委員会は、会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年宮城県条例第四十八号）に基づき、人事委員会規則七―百四十―（会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する規則）の一部を次のように改正する。  
第十八条中「第五条第二項各号」を「第五条第二項第二号から第四号まで」に、「次に掲げる」を「次の各号に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める」に改め、同条に後段として次のように加える。  
この場合において、規則七―十四―第五条第二項第三号及び第四号中「その二分の一の期間」とあるのは、「その二分の一の期間（勤務が割り振られていない日（職員勤務時間条例第三条第一項又は学校職員勤務時間条例第四条第一項に規定する週休日を除く。）については、当該日数を合算した期間）」と読み替えるものとする。  
第十八条各号を次のように改める。  
一 第一号会計年度任用職員のうち月額で定める基礎報酬を支給されるもの 基礎報酬を支給されるものとして在職した期間にその者について定められた一週間当たりの勤務時間を職員勤務時間条例第二条第一項又は学校職員勤務時間条例第三条第一項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た期間を控除して得た期間  
二 第一号会計年度任用職員のうち日額及び勤務一時間当たりの額で定める基礎報酬を支給されるもの 基礎報酬を支給されるものとして在職した期間にその者の平均一週間当たりの勤務時間を職員勤務時間条例第二条第一項又は学校職員勤務時間条例第三条第一項に規定する勤務時間を除して得た数を乗じて得た期間を控除して得た期間

3 警察本部の上席監察官、監察官、人事調査官、採用調査官、犯罪抑止対策官、人身安全対策官、経済調査官、サイバー犯罪捜査指導官、サイバー犯罪捜査指導官、雑踏警備対策官、警ら指導官、刑事指導官、総括検視官、広域捜査官、性犯罪捜査指導官、特別捜査指導官、盗犯捜査指導官、銃器薬物捜査指導官、交通事故事件捜査指導官、交通聴聞官、警備指導官又は警備警護対策官の職務

3 警察本部の企画官、上席監察官、監察官、会計調査官、人事調査官、採用調査官、犯罪抑止対策官、人身安全対策官、経済調査官、サイバー犯罪捜査指導官、雑踏警備対策官、警ら指導官、刑事指導官、総括検視官、広域捜査官、性犯罪捜査指導官、特別捜査指導官、盗犯捜査指導官、暴力団対策指導官、銃器薬物捜査指導官、交通事故事件捜査指導官、交通聴聞官、警備指導官又は警備警護対策官の職務

附 則

この規則中第一条の規定は公布の日から、第二条の規定は令和二年四月一日から施行する。

人事委員会規則七―百四十―（会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する規則）の一部を改正する規則をここに公布する。

令和二年三月二十四日

宮城県人事委員会

この規則は、公布の日から施行する。

附 則